

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（案）の概要について

1 個人市民税

(1)セルフメディケーション税制の適用期限の延長（施行期日：令和4年1月1日）

セルフメディケーション税制の適用期限を5年間延長するとともに、対象となる医薬品について見直しを行うほか、申告手続きを簡素化する。

	現状	改正内容
適用期限	令和3年12月31日	令和8年12月31日
スイッチOTC医薬品	全て対象	療養給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを対象から除外
非スイッチOTC医薬品	全て対象外	療養給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるものを対象に追加
申告手続き	健康診断等の取組を行っていることを証明する書類の確定申告書への添付又は提出の際の提示が必要	添付又は提示が不要 (ただし、税務署長から請求があった際は、提示又は提出しなければならない)

(2)特定公益増進法人等に対する寄附金制度の見直し（施行期日：令和4年1月1日）

特定公益増進法人等に対する寄附金について、その対象となる寄附金から出資業務に充てることが明らかな寄附金を対象から除外する。

現状	改正内容
除外対象なし	対象となる寄附金から出資業務に充てることが明らかな寄附金を除外 <ul style="list-style-type: none"> 寄附金の用途を出資業務に限定して募集された寄附金 出資業務に用途を指定して行われた寄附金

(3) 国外居住親族に係る扶養控除の見直し（施行期日：令和6年1月1日）

扶養控除の適用対象者から日本国外に居住する親族のうち30歳以上70歳未満の者を除外する。ただし、30歳以上70歳未満であっても、次の①から③のいずれかに該当する者については、扶養控除の適用対象とする。

	現状	改正内容
対象者	・ 16歳以上の国外居住親族	30歳以上70歳未満の国外居住親族は、原則として扶養控除の適用対象外とする。 ただし、30歳以上70歳未満であっても、次の①から③のいずれかに該当する者については、扶養控除の適用対象とする。 ①留学により非居住者となった者 ②障害者 ③生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者

2 固定資産税

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設

（施行期日：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日）

浸水被害対策のために民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設の固定資産税について、課税標準の特例割合3分の1（わがまち特例）を定める。